

ま え が き

日本から再生資源や中古品の輸出が増加し、国際資源循環が注目されるようになってきたのは、2002年前後ぐらいからである。容器包装、家電製品、自動車などの国内でのリサイクル・処理を前提とした制度構築が進む一方、制度の枠外で再生資源や中古品として輸出が増加し、国内でのリサイクルを前提とした各種制度のあり方が問われるようになってきた。2004年には、産業構造審議会に国際資源循環ワーキンググループが設置され、「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」と題する報告書がまとめられた。2005年には、中央環境審議会で、国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会が設置され、「国際的な循環型社会の形成に向けた我が国の今後の取組について——東アジア循環型社会ビジョンの共有へ——」がまとめられている。その後も、家電リサイクル法などの見直し作業のなかで、国際資源循環との関係が議論されてきている。

国際的にも、再生資源や中古品の貿易をめぐる議論が深まってきている。先進国から途上国への有害廃棄物の越境移動を禁止するバーゼル条約 BAN 改正をめぐっては、改正の発効条件の解釈で締約国のコンセンサスが得られず、発効には至っていないが、不適正な処理につながる有害廃棄物の越境移動をより実効的に減らすための措置についての議論が始まってきている。バーゼル条約では、中古電気製品と有害廃棄物の区別をどのように行うかが課題のひとつとして認識されるようになり、議論が行われてきている。船籍の移動が容易な船舶のリサイクルについては、シップリサイクル条約が2009年5月にまとめられ、各国で批准に向けた準備が始まってきている。

アジア経済研究所では、2005年に『アジアにおける国際資源循環』をまとめ、英文でも *International Trade of Recyclable Resources in Asia* を出版した。

類書がほとんどないこともあり、環境白書やバーゼル条約の締約国会議資料で引用されるなど、国際資源循環に関する現状認識の共有に一定の役割を果たしたと考えている。本書は、その続編といえるものである。前書では詳しく取り上げていない韓国やベトナムの再生資源や有害廃棄物等の輸出入規制、2009年に合意されたシップリサイクル条約、バーゼル条約のBAN改正をめぐる国際法上の議論などを取り上げている。また、再生資源の輸入大国である中国の輸入規制の変遷、再生資源の貿易量の詳しい検討などを行っている。

本書の取りまとめに当たっては、国内外の政府機関、民間企業、専門家などからのヒアリングを行い、また、リサイクル工場の訪問などを行った。この場を借りて、快く対応いただいた関係者の方々に感謝したい。

2010年6月

編者